

# 第1回 永平寺町学校のあり方検討委員会資料

## 1. 委員会の目的について（資料1）

永平寺町の小中学校のこれからのあり方について検討し、望ましい学校教育環境の整備に資するため、永平寺町学校のあり方検討委員会を設置する。

## 2. 諮問事項について（資料2）

永平寺町内の小中学校のあり方について

- (1) 望ましい教育環境のあり方
- (2) 地域と連携した学校づくりのあり方

### 《諮問理由》

永平寺町内の小中学校において、将来にわたって質の高い教育を維持するため、児童生徒にとってどのような教育が必要かを総合的に議論し、望ましい学校のあり方について答申いただきたい

## 3. 「これからの社会と教育のあり方について」（福井大学連合教職大学院 木村准教授）

## 4. 教育の目的について（法律の規定）（資料3）

## 5. 永平寺町の教育指針について

### (1) 第二次永平寺町総合振興計画（資料4）

平成29年3月に策定された町の最上位計画である第二次永平寺町総合振興計画の7つの基本目標の1つには「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり」が掲げられており、その中に「学校教育環境の充実」を定めています。ここでは、以下の3つの教育施策を展開しています。

#### ① 教育内容の充実

- ・「礼の心」を重んじた教育の充実
- ・確かな学力の向上
- ・豊かな心、郷土を愛する心の育成

#### ② ふるさとに学ぶ教育の充実

- ・地域に根ざした特色ある教育活動の展開
- ・地域と進める体験活動の充実
- ・教師の指導力向上支援事業の充実

- ・家庭・地域・学校協議会の充実
- ・学校開放日の設定

③ 教育施設の整備

- ・各学校施設改修工事の実施
- ・非構造部材耐震工事の実施

(2) 永平寺町教育大綱（資料5）（H27作成→R元年度改訂予定）

(3) 永平寺町学校教育方針（毎年作成）（資料6）・・・別紙資料

6. スケジュール及び協議内容（予定）について

第1回委員会（令和元年12月）

- (1) 委員会の目的説明
- (2) 諮問事項説明
- (3) 学識経験者のお話
- (4) 教育に関する法律及び永平寺町の教育指針について

第2回委員会（令和2年2月）

- (1) 永平寺町内の学校教育の現状について
- (2) アンケート（案）について

第3回委員会（令和2年6～7月）

- (1) アンケート結果について

第4回委員会（令和2年8～9月）

- (1) 望ましい教育環境のあり方について協議
- (2) 地域と連携した学校づくりのあり方について協議

第5回委員会（令和2年10～11月）

- (1) 地域と連携した学校づくりのあり方について協議（続き）
- (2) 答申案について協議

第6回委員会（令和3年1～2月）

- (1) 答申案について協議
- (2) 答申案の確定

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 永平寺町教育委員会告示第3号

永平寺町学校のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年8月1日

福井県吉田郡永平寺町教育委員会 教育長 室 秀 典

## 永平寺町学校のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 永平寺町内の小中学校のこれからのあり方について検討し、望ましい学校教育環境の整備に資するため、永平寺町学校のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、永平寺町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次の事項について協議し、教育委員会に答申するものとする。

- (1) 望ましい教育環境のあり方
- (2) 地域と連携した学校づくりのあり方

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会代表
- (3) 永平寺町校長会代表
- (4) 保護者代表
- (5) 地域代表
- (6) 住民代表
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に規定する答申をもって終了する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学識経験者のうちから委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

永 教 学 7 0 4 号  
令和元年12月25日

永平寺町学校のあり方検討委員会 委員長様

永平寺町教育委員会  
教育長 室 秀 典

永平寺町内小中学校のこれからのあり方について（諮問）

永平寺町学校のあり方検討委員会設置要綱（令和元年永平寺町教育委員会告示第3号）第2条の規定により、次に掲げる事項について答申頂きたく、諮問いたします。

#### 諮問事項

永平寺町内の小中学校のこれからについて

- （1）望ましい教育環境のあり方
- （2）地域と連携した学校づくりのあり方

#### 諮問理由

少子化の進行を含めた社会情勢の変化は、教育環境にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。

永平寺町内の小中学校において、将来にわたって質の高い教育を維持するため、児童生徒にとってどのような教育環境が必要かを総合的に議論し、望ましい学校のあり方について答申頂きたいと存じます。

## 教育の目的について（法律の規定）

教育の目的については次のように規定されています。

### 【教育基本法 第1条】

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

義務教育の目的については次のように規定されています。

### 【教育基本法第5条第2項】

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

※普通教育：一般社会人として必要と思われる知識や能力を養うために行われる教育。専門教育や職業教育に対するもの。

教育基本法第5条第2項の目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものと規定されております。【学校教育法第21条】

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。                             |
| 2  | 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。   |
| 3  | 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 |
| 4  | 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。   |
| 5  | 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。  |
| 6  | 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。  |
| 7  | 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。   |
| 8  | 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。  |
| 9  | 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。  |
| 10 | 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。  |

つながる

第二次  
永平寺町  
総合振興計画

2017~2026

感動

清流


平成29年3月



### 第3節 将来像実現に向けた計画の体系

将来像の実現に向けて、7つの分野別の基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。





# 第1章 豊かな人間性と 文化を育む、 ゆとりに満ちた 人づくり

---

- 第1節 子育て支援の充実
- 第2節 家庭・地域の教育力の向上
- 第3節 生涯学習の充実
- 第4節 生涯スポーツの推進
- 第5節 学校教育環境の充実
- 第6節 地域文化の振興

## 第5節 学校教育環境の充実

### 現状と課題

小学校から中学校までの義務教育期間は、子どもたちの知力や体力が大きく発達し、個性と人格を形成するうえでもきわめて重要な時期にあたります。

本町では、特色のある教育、児童生徒の現状にあった教育活動、地域と連携した行事、また地域参加型の授業も実施しています。様々な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校教育支援員を配置して、学校生活上の介助や学習活動の支援をしています。

社会情勢が日々変化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わってきている中で、心身ともに健全な子どもを育てるため、感謝する心や感動する心、思いやりの心などを育む道徳教育や、郷土を知り郷土を愛する教育をより一層充実させていくことも必要です。

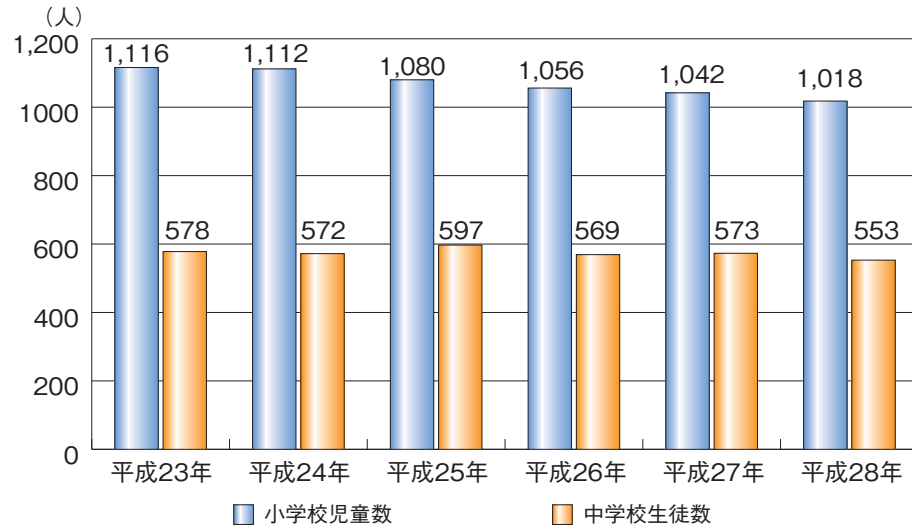
教育施設の整備については、校舎や体育館の老朽化、耐震力のない学校施設において耐震補強工事を行い、安心安全な教育環境の整備を図りました。これからは、小・中学校の児童・生徒の減少など教育環境の変化に対応した教育施設の整備を計画的に行うことが重要です。

◆町内の小・中学校一覧表◆

区 分	学校名
小学校（7校）	松岡小学校
	吉野小学校
	御陵小学校
	志比小学校
	志比南小学校
	志比北小学校
	上志比小学校
中学校（3校）	松岡中学校
	永平寺中学校
	上志比中学校

資料：庁内担当課

## ◆児童・生徒数の推移◆



資料：庁内担当課

## 施策の展開

## (1) 教育内容の充実

子どもたちに学ぶ楽しさを実感させ、基礎的な知識と基本的な技術に基づく確かな学力を身につけさせるため、学習指導の工夫と改善を図るとともに、子どもたちの特性に応じて授業を実施するなど、きめ細かな教育を推進します。

教育活動全般を通して「礼の心」を重んじた道徳教育を推進するとともに、家庭や地域との連携を図りながら地域での奉仕活動、ボランティア活動、体験学習などを充実し「豊かな心」、「郷土を愛する心」を育てます。

また、家庭における学習習慣の定着を図るなど、学校と家庭が一体となった教育を推進します。

- 「礼の心」を重んじた教育の充実
- 確かな学力の向上
- 豊かな心、郷土を愛する心の育成

## (2) ふるさに学ぶ教育の充実

子どもたちが本町の風土や文化、産業などを学び、体験できる機会を充実するとともに、地域の行事への参加を通して地域社会との交流や連携を深め、子どもたちの郷土への理解や誇りを育みます。

学校が主体性を持って地域に根ざした特色ある教育活動を展開するとともに、家庭・地域とのコミュニケーションを大切にして、地域と共に歩む学校づくりを進めます。

また、教職員一人ひとりの指導力向上を図るための大学と連携した取組みを進めます。

- 地域に根ざした特色ある教育活動の展開
- 地域と進める体験活動の充実
- 教師の指導力向上支援事業の充実
- 家庭・地域・学校協議会の充実
- 学校開放日の設定

## (3) 教育施設の整備

学校施設の長期保全再生計画を基本に、老朽化や児童・生徒数の変化など、教育環境の変化に応じて施設の整備、充実を図ります。

- 各学校施設改修工事の実施
- 非構造部材耐震工事の実施

### ◆目標指標

指標の内容	当初値 (H28)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
学校教育環境の充実への取組みに関する町民満足度	63.5%	65.0%	70.0%

# 教育の振興に関する大綱

永平寺町

## 永平寺町教育目標

地域の豊かな自然、伝統ある歴史や文化の中で、自信と誇りを持ち、心豊かで、生きがいと活力ある社会をめざし、次の目標を定める。

### (永平寺町のめざす教育の姿)

- ◎ふるさとの自然や伝統を尊び、ふるさとを愛する人を育てる。
- ◎自ら学び考え行動し、活力あるまちづくりをめざす人を育てる。
- ◎生命を尊び、思いやりの心を持って社会に貢献できる人を育てる。
- ◎スポーツや体験活動に親しみ、心身ともに健康な人を育てる。
- ◎家庭や地域の教育力の充実を図り、共に生きる社会を築く人を育てる。

# 永平寺町教育施策

教育目標を実現するため次の施策を定め、教育行政を推進する。

## 1. 学校教育の充実

義務教育を取り巻く社会環境は、核家族化等にもなう家庭や地域社会の教育力の低下など目まぐるしく変化を重ねており、青少年犯罪の低年齢化や心の病を持つ児童・生徒の増加が問題となっています。また、今後、「グローバル化の進展」「生産年齢人口の減少」「絶え間ない技術革新」などの社会変化に伴い、「高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造し、未来を切り開いていく力」が求められています。

このような中で次代を担う人づくりを進めるためには、自ら学び、考える力や豊かでたくましい精神を育み、児童・生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばすため、教育課程の改善を図り、心豊かな人間として育成することに努めます。

このため教育施設の整備を図るとともに、家庭や地域社会の教育力の充実に努め、学校・家庭及び地域社会の連携を深めることに努めます。

また、少子化による児童生徒数の減少から学校の小規模化が懸念されていますが、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、小規模校・中規模校などそれぞれの規模でのメリット・デメリットをきめ細かく分析し、活力ある学校づくりを実現できるよう適正な学校規模の検討を進めます。また、学校給食における地産地消の促進や調理方式の見直しを実施し、より合理的で効率的な学校給食の検討を進めていきます。

- (1) 「礼の心」を重んじ、夢や希望を持って粘り強く学び、行動力のある児童生徒の育成を図る。
- (2) 教育活動全体を通して道徳教育を推進し、家庭や地域との連携を図りながら、思いやりの心や感謝の心など「豊かな心」を育てる。
- (3) 安全で安心して生活できるような学習環境の充実に努める。
- (4) 学級活動、児童会・生徒会活動、部活動の充実に努め、行動力ある児童生徒の育成を図る。
- (5) 学校体育の充実や保健指導を通して、健康の保持・増進と体力の向上を図る。
- (6) 家庭・地域・学校が連携して、食育を推進し、健やかに生きるための



基礎を培う。

- (7) 教育課程や指導形態の工夫により、「確かな学力」を育む。
- (8) 知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に学ぶ学習（『アクティブ・ラーニング』）の充実を図る。
- (9) グローバル社会に対応すべく英語教育の強化を図る。
- (10) 地域の自然や文化、先人等に親しむ機会を充実し、ふるさとを愛する心を育てる。
- (11) 教職員は日々研鑽を積み、資質及び指導力の向上を図る。
- (12) 地域との協働により、地域に開かれた特色ある学校づくりを図る。
- (13) 幼児の主体的な活動を促し、親子のふれあい活動や遊びを通して「生きる力」の基礎を培う。
- (14) 学校規模の適正化についての検討を進めるとともに、小規模校・中規模校などそれぞれの規模でのメリット・デメリットをきめ細かく分析し、教育の機会均等と水準の維持向上に努める。
- (15) 学校給食において地産地消を促進し、地域に根ざした食文化の理解や食生活の改善を図り、食育の充実を図る。
- (16) 学校給食における調理方式を見直し、より合理的で効率的な学校給食の推進を図る。

---

## 2. 家庭教育の充実

---

生活水準の向上、少子高齢化社会の進行、核家族化などの社会環境の変化の中で、家庭教育の充実が求められています。

家庭教育の重要性や親の役割についての認識を深めるため、子どもの発達段階に応じた多様な学習機会の提供に努めます。

また、家庭での子どもの教育や、子育てに関する悩みや不安に対応した相談体制の充実を図り、家庭教育の重要性についての啓発に努めます。

- (1) 家庭の教育力向上、子育て支援のため、家庭教育講座や家庭教育応援活動の充実を図る。

- (2) 関係機関と連携を図りながら、家族のきずなを大切にし、地域全体で家庭教育を推進する。

### 3. 生涯学習の充実

生活水準の向上や自由時間の増加により、生きがいや自己実現など心の豊かさを求める生涯学習への関心が高まっています。

生涯を通じた学習ニーズがより一層高まるものと考えられることから、町民の学習意欲に応じて自ら学び高めようとする生涯学習の原点に立ち、町民の主体的な推進体制を構築していくことに努めます。

また、公民館・図書館をはじめとする生涯学習施設間の連携を強化するとともに公民館活動を推進し、学習成果の発表機会の充実を図るなど、より豊かな文化あふれるまちの創造と地域の活力促進につなげていくように努めます。

- (1) 町内関係諸機関・諸団体等との連絡を密にして、生涯学習推進体制の整備充実に努め、社会全体の教育力向上を図る。
- (2) 現代的課題に対応した各種講座等の充実に努め、学習の啓発を図る。
- (3) 生涯学習の効果的な推進のため、指導者を養成・確保するとともに、研修の機会の拡充を図る。
- (4) 地域住民の意見・要望等を充分把握しながら、社会教育施設の利用促進を図る。
- (5) 地域の活力促進につながる地域活動の拠点となる公民館活動の推進を図る。

### 4. 生涯スポーツの充実

近年、余暇時間の増大により健康体力の保持・増進及びスポーツに親しむ気運が高まり、スポーツに関心を持つ人々が年々増加の傾向にあります。

健康で豊かな生活を送るためには、適切なスポーツ活動が不可欠であり、幼児から高齢者に至るまでのすべての人々が、心身ともに健康でより豊かな人生を築くためにも生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

また、スポーツに対するニーズも多種多様化してきており、生涯にわたってそれぞれの年齢や状況に応じてスポーツに親しめるようなニュースポーツ等の普及振興が強く叫ばれています。

町民の多様な生活様式や運動欲求を十分に把握し、生涯スポーツの振興を核とした社会体育の充実に努めます。

また、地域における学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点に、地域住民が主体となって、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備に努めます。

- (1) 手軽に楽しめるスポーツと健康づくりを積極的に取り入れた各種スポーツ教室やクラブへの参加を町民に呼びかけ、生涯にわたる健康の保持・増進を図る。
- (2) 魅力あるスポーツイベントを開催して、スポーツ参加の拡大を図る。
- (3) スポーツ事業の充実に努め、生涯スポーツの基礎養成を図る。
- (4) 研修会等を通してスポーツ指導者の資質の向上に努め、各種スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの支援や育成を図る。
- (5) 町民の生涯スポーツの充実に努めるため、スポーツ施設の設備の充実に努める。
- (6) 平成30年に福井県で開催予定の第73回国民体育大会に向けての各種準備を進める。

## 5. 地域の社会教育力の充実

「学校は勉強、家庭はしつけ、地域は仲間づくり」といった基本的な役割分担を再認識するとともに、児童・生徒の地域活動への参加を促進するなど、学校、家庭、職場、地域社会の相互連携により、子どもが豊かな人間性を育めるような地域づくり、明るい子どもたちの声が弾けるまちづくりを進めます。

家庭や学校と連携しながら、文化やスポーツをはじめ、さまざまな体験活動、世代間交流や国際交流などといった異なる価値観にふれる活動など、地域における青少年の多彩な活動機会の創出に努めます。

また、青少年の社会性を高める場となるよう、地域の企業や施設、各種団体などと連携しながら、ボランティア活動や社会体験などの機会の創出に努めます。

- (1) 社会教育関係指導者の資質の向上と、社会教育関係諸団体の活動の活性化を図る。
- (2) 自主・自立した自治活動の促進により、地域における連帯意識の高揚とその活性化を図る。

- (3) 町民の社会参加を促進するため、多様な学習機会を提供するとともに、世代間交流などの学習活動の充実を図る。

---

## 6. 地域文化の振興

---

生きがいや心の豊かさが求められる時代となり、地域文化活動は人々の心を豊かにする営みです。また、地域文化の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、まちづくりの観点からも重要なものとなります。

より多くの町民が芸術文化に接し、心豊かな生活が送れるよう、講演会等を開催するとともに、各種文化・行事等に関するさまざまな情報の提供に努めます。

また、地域住民の自主的な芸術文化活動の充実・発展のため、地域に根ざした活動への支援の充実に努めます。

歴史・文化資源の保全と活用のために、町民が歴史・文化資源を大切にする意識の向上に努め、歴史・文化資源の保護に努めます。また、資料の収集と保管・展示および歴史・文化を体感しその理解を深めていくために施設や公園などの整備充実に努めます。

- (1) 文化的諸行事への参加意欲の高揚など、芸術文化の普及に努め、豊かな情操の涵養を図る。
- (2) 自主的な文化活動を支援し、地域文化の振興を図る。
- (3) 遺跡・古墳等文化財の調査と整備を促進し、保存と活用を図る。
- (4) 町内の伝統的な文化活動を発掘、支援し、その普及に努める。

---

## 7. 健全な青少年の育成

---

急激な社会環境の変化とともに価値観の多様化が進む中で、非社会的問題行動が低年齢化するとともに、青少年の規範意識の低下が進み、インターネットや携帯電話などを利用した新たな犯罪をはじめ、幼児虐待、青少年が被害者となる犯罪や青少年による特異な犯罪が発生するなど、地域社会が青少年を健全に育成していく機能は次第に低下し、困難な環境になりつつあります。

青少年問題は広範な対応が必要なため、青少年育成永平寺町民会議をはじめ、学校、家庭、地域住民、関係機関との連携を強化して、地域社会の構成員としての自覚と責任をもった青少年の育成を図り、地域の人々とのふれあい活動やボランティア活動等への社会参加に努めます。

- (1) 家庭、地域、学校の中で、奉仕活動や地域づくり活動に関する基礎的

な理解を深め、青少年の社会参加活動の積極的な促進を図る。

- (2) 青少年の学校内外における体験的活動を支援するため、指導者の確保と養成に努める。
- (3) 学校体育施設・社会教育施設を開放し、青少年の体験活動の拠点としての利用促進を図る。
- (4) 青少年がふるさとの自然や歴史、文化等に親しむ機会の拡充を図る。
- (5) 地域社会が一体となり、健全な青少年の育成を図るとともに、子どもの安全・安心を確保するための活動を推進する。

---

## 8. 共に生きる社会づくりの充実

---

すべての町民が地域社会の一員として、心豊かで充実した生活を送ることができるよう、各地域の活動を充実し、互いに信頼しあい、尊重しあい、助け合いながら生活できる地域交流のまちをめざします。また、人・物・情報の交流が拡大する中で、異なる地域とのさまざまな交流活動を通じ、互いの生活や文化を認めあえる交流社会の形成をめざすとともに、町民と行政の情報交流を促進し、相互信頼と連帯に基づいた町民参画型のまちづくりを推進します。

- (1) 人権教育を推進し、いじめや偏見、差別意識のない、地域づくりを図る。
- (2) 権利と義務、自由と責任についての認識を深め、社会の一員として自立した個人を育てる教育を推進する。
- (3) 家庭・地域・学校において、男女共同参画に対する基礎的な理解を深め、男女平等の意識づくりを促進する。
- (4) 男女共同参画に関わる諸問題の解決を図るため、関係機関や団体との連携強化に努める。
- (5) 発達障害等についての認識を深め、特別支援教育の総合的な推進を図る。
- (6) 異文化体験を通じた国際理解や広い国際的視野を身につけるための国際交流の充実を図る。

# 2019年度 永平寺町学校教育方針

ふるさと永平寺町を誇りに思える  
魅力ある学校づくりをめざして

## 【重点目標】

「礼の心」を重んじ、夢や希望を持って  
粘り強く学び、行動力のある児童生徒の育成

## 【重点努力事項】

### 1. 「豊かな心」の育成

- (1) 教育活動全体を通じた「礼の心」を重んじた道徳教育の推進
- (2) お互いを認め合い、助け合い、褒め合う活動の推進
- (3) 永平寺町の自然や歴史、文化を学ぶ活動の推進

### 2. 「確かな学力」の育成

- (1) ていねいな指導による一人一人を大切に学習の推進
- (2) 課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの推進
- (3) 学習指導要領改訂に向けた学力向上の推進

### 3. 「健やかな体」の育成

- (1) 健全な心身を育むため、体育・保健・食育等の学習の推進
- (2) 基本的な生活習慣の習得のため、家庭との連携の推進

## 【サポート体制の充実】

### 4. 家庭・地域・学校の連携

永平寺町の宝である子どもたちを育てるため、家庭・地域・学校が連携していく協力体制を構築する。

### 5. 教師の指導力向上

永平寺町の宝である子どもたちを育てるため、教職員が教育者としての使命感や倫理観を持ち、資質・指導力の向上を図る。

永平寺町教育委員会

# 1. 「豊かな心」の育成に向けて

## (1) 教育活動全体を通じた「礼の心」を重んじた道徳教育の推進

- ①自己をみつめる場を設定する。  
例：「校門での礼」「黙想」「振り返り」「無言清掃」
- ②主体的に課題に向かう心、あきらめない心を育成する。
- ③思いやりの心・感謝の心を表現する活動を実践する。
- ④自分たちで住みよい環境作りに参画する意識を育成する。
- ⑤生命を大切にする心を育成する。

## (2) お互いを認め合い、助け合い、褒め合う活動の推進

- ①「ありがとう運動」「あいさつ運動」の習慣化を図る。
- ②「はいどうぞ」「ありがとう」「どういたしまして」の感謝・思いやりを実践する。
- ③自分の思いを素直に表現し、一人一人の意見を尊重する対話活動を充実する。
- ④一人一人の良いところを認め合い伸ばし合う活動の場を充実する。

## (3) 永平寺町の自然や歴史、文化を学ぶ活動の推進

- ①ふるさと永平寺町について学ぶ活動を実践する。「ふるさと永平寺発見体験活動」
- ②PTAや地域の方々と連携した活動を実践する。「地域と進める体験推進事業」

# 2. 「確かな学力」の育成に向けて

## (1) ていねいな指導による一人一人を大切にした学習の推進

- ①基礎基本の確実な定着を図る。
- ②自主学習の習慣の定着を図る。  
一人一人の主体性を尊重し、課題と量に配慮した指導を心がける。
- ③個に応じた学習支援の充実を図る。

## (2) 課題解決に向けて主体的・対話的で深い学びの推進

- ①自分の考えを持って授業に参加するための工夫を行う。
- ②語彙力の伸長と、自分の考えを表現する能力を育成する。
- ③共感的態度で、自分の意見と周りの意見を比較検討する対話の場面を設定する。
- ④「なるほど、そうなんだ」など気づきを大切にした学習場面を設定する。
- ⑤自問自答し、気づき（変容）が自覚できる学習場面を設定する。
- ⑥児童生徒の成長を評価するとともに、達成感を実感できる振り返りを工夫する。

## (3) 次期学習指導要領改訂に向けた学力向上への取り組みの推進

- ①TT・少人数指導、高学年教科担任制を積極的に導入する。
- ②小学校での英語教科化に向けて、研修や授業実践、小中連携を充実する。
- ③道徳の教科化に合わせて、研修や授業実践を充実する。
- ④プログラミング教育の研修や授業実践を充実する。

### 3. 「健やかな体」の育成に向けて

#### (1) 健全な心身を育むため、体育・保健・食育等の学習の強化推進

- ①児童生徒の体力向上や体を動かす楽しさ・心地よさを体感させる業間活動やクラブ活動、部活動など運動意欲を高める取り組みを工夫する。
- ②芸術・スポーツの楽しさや喜びを味わうために、魅力ある取り組みを実践する。
- ③「健康の保持・増進、体力の向上」に向けた学校体育や保健指導を充実する。
- ④活動全体を通して、児童生徒自らが健全な心身を作ろうとする態度を育成する。

#### (2) 基本的な生活習慣の習得のため、家庭との連携の強化推進

- ①家庭との連携を強め、基本的な生活習慣の習得を図る。
- ②目と歯の健康、薬物乱用防止教育の積極的な取り組みを実践する。
- ③食育・眠育の推進により、心と体の健康な生活習慣の育成を図る。

### 4. 家庭・地域・学校の連携に向けて

- ㊦テレビ視聴、ゲーム時間、携帯電話・SNSの利用（スマートルールづくり）について考え、良い生活リズムづくりを家庭と連携して促進する。
- ㊧家庭学習の習慣づくり、読書時間の確保、家族との対話について考え、良い習慣づくりを家庭と連携して促進する。
- ③目や歯の健康に関する予防の取り組みについて、家庭と連携して促進する。
- ④福井型コミュニティスクールを推進し、家庭・地域との連携を強くする。
- ⑤永平寺町内のいろいろな組織と連携しながら、地域での奉仕活動、ボランティア活動、体験活動を推進し、児童生徒の「ふるさと永平寺」への関心を高める。

### 5. 教師の指導力向上に向けて

- ㊨教師自身も心身ともに健康で”笑顔”で教育に携わるように、業務改善を図るとともに、チーム学校で取り組む。
- ㊩”学校へ行くのが楽しい”と児童生徒が思える学校づくりを重視する。
- ③学校教育活動における児童生徒との関わりすべてに影響力があることを自覚し、教育者としての資質向上に取り組む。
- ④「どのような児童生徒に育て欲しいのか」を、問い続ける教師集団を目指す。
- ⑤いつでもなんでも相談できる信頼関係づくりの構築に取り組む。
- ⑥毎日の授業が最重要と考え、授業を担当する教師の指導力向上を図る。
- ⑦児童生徒一人一人の興味・関心の実態を把握し、教材の精選や知的好奇心に訴える導入課題を提供するなど、授業展開を工夫する。
- ⑧小・中学校学習指導要領の改訂において、『主体的・対話的で深い学び』『言語能力の確実な育成』『外国語教育の充実』『理数教育の充実』『伝統や文化に関する教育の充実』『道徳教育の充実』『体験活動の充実』『プログラミング教育』など教育内容の学習・指導方法、評価方法等の研究を推進する。
- ①「つながる教育」の体制づくりのため、幼小連携、小小連携、小中連携、中中連携を進め、研究会などを通して情報交換、指導力の向上に努める。

※ ㊦は2019年度に特に力を入れて取り組む項目です。